

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

非常勤職員勤務対応速報

2020年4月15日 全組合員配布・分会掲示

高校教育課に猛抗議

4月15日（水）臨時休校に伴う非常勤職員の勤務について、4月14日高校教育課が発出した通知の撤回を求めて、新教連抗議を行った。

高校課参事、管理係長は「授業が再開されたときに、授業の補充を行う可能性がある」と説明。授業の準備は「新潟県では業務として整理されていない」と回答した。このような通知は生活に大きく影響する。新教連は通知の全面撤回を求めている。勤務労働条件の変更は交渉事項であり、一方的な変更は許されず、交渉の場を要求した。

4月14日高校課発通知内容

非常勤講師：

当該教科に教諭がない場合など、当該非常勤講師にしかできない業務（課題作成、提出された課題の確認等）に従事させる場合に限り、勤務を命じることができる。なお、当該非常勤講師の休業期間中の勤務時間、学校再開後の勤務時間及び補充のための授業に係る勤務時間の合計は、当初予定されていた勤務時間を超えないものとする。

非常勤養護教員及び非常勤実習教諭：

校長が必要と認める場合、通常の勤務を命じることができる。ただし、休業期間中の勤務日数、学校再開後の勤務日数及び補充のための授業日における勤務日数の合計は当初予定されていた勤務日数を超えないものとする。

4月7日文科省発出の新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインには、非常勤職員等の業務体制の確保に関して「授業がない場合であっても、休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定される」と明記されている。3月はそれに対応してきた。その経過にも反する通知内容だ。

4月、5月の収入は？ ※4月の勤務がない場合、実質2ヶ月収入がないことに

注：2020年4月1日より非常勤職員員は会計年度任用職員として採用されている。会計年度任用職員制度は報酬が原則日額支給であり、これまで非常勤講師について、月額支給だったものが変更となった。（4月分→5月に支給）

現場から不安の声が多く届いている。今後、抗議FAXのとりにくみ指示を行います。